

第 11 回石岡市農業委員会総会会議録

- 1 開催年月日 令和 4 年 4 月 11 日 (火)
- 2 開催場所 石岡市役所八郷総合支所 1 階会議室
- 3 出席委員 1 番 前 島 慎 也 2 番 飯 村 伸 一 3 番 三 輪 正
4 番 高 橋 浩 5 番 萩 原 重 信 6 番 池 田 徹
7 番 磯 部 進 8 番 田 上 光 男 9 番 高 野 濟
11 番 栗 原 茂 12 番 花 和 清 治 13 番 高 橋 憲 治
14 番 小 松 與 平
- 4 欠席委員 10 番 山 口 和 明
- 5 事務局 理事兼事務局長 額 賀 均 課 長 原 田 和 宣
課長補佐 石 崎 正 顕
- 6 審議議案
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する決定について
議案第 3 号 非農地証明願の意見の決定について
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について
報告第 4 号 制限除外の農地の移動届の報告について
報告第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消願について
報告第 6 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 7 会議の顛末

午後 2 時 12 分 開 会

議長) 只今より、第 11 回石岡市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員は 13 名ですので、会議規則第 6 条の規定により総会は成立します。本日の会議録署名委員の指名を行います。会議規則第 14 条の規定により、会議録署名委員に、6 番、池田徹委員、並びに 7 番、磯部進委員の 2 名を指名いたします。ここで審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条に基づいて、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができませんので、その案件の際は事前に退席を願います。

それでは、議案の審議に入ります。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について、を議題といたします。なお、農地法第 3 条案件のうち、贈与・交換・農地中間管理機構の特例事業等については、現地調査を省略しておりますので、委員からの報告がないことをあらかじめご了承ください。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第 1 号 1 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者 1 名で約 95 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き水稻を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、1 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 田上委員の報告が終わりました。ご審議願います。1 番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1 番について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、1 番について、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、2 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第 1 号 2 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者 2 名で約 109 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、2 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。ご審議願います。2番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、2番については、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、3番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第1号3番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者2名で約178アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 花和委員の報告が終わりました。ご審議願います。3番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、3番については、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、4番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第1号4番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者1名で約104アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 花和委員の報告が終わりました。ご審議願います。4番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、4番については、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、5番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第1号5番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者3名で約237アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、5番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋憲治委員の報告が終わりました。ご審議願います。5番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、5番については、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、6番については、現地調査を省略している案件です。ご審議願います。6番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、6番について、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、7番については、現地調査を省略している案件です。ご審議願います。7番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、7番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、7番については、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、8番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第1号8番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者2名で約116アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行なっており、所有権移転後も引き続き野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、8番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 田上委員の報告が終わりました。ご審議願います。8番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、8番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、8番について、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、9番については、現地調査を省略している案件です。ご審議願います。9番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、9番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、9番について、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、10番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います

委員) 議案第1号10番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者2名で約133アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行なっており、所有権移転

後も引き続き野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、10番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 花和委員の報告が終わりました。ご審議願います。10番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、10番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、10番については、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、11番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第1号11番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者2名で約177アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、11番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。ご審議願います。11番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、11番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、11番について、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、12番については、13番と関連がございますので一括審議といたします。12番については、現地調査を省略している案件ですので13番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第1号13番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者2名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、13番については、許可して

も差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 磯部委員の報告が終わりました。ご審議願います。12番及び13番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、12番及び13番について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、12番及び13番については、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、14番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第1号14番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者2名で約40アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、14番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。ご審議願います。14番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、14番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、14番については、申請のとおり許可することに決定いたします。只今の、議案第1号14件は、すべて許可するものと決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第2号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、実家に家族4人で生活をされておりますが、子供の成長に伴い手狭なことから、自己住宅を建築したく申請されたものです。雨水は、宅地内浸透処理。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって1番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 磯部委員の報告が終わりました。ご審議願います。1番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、1番について、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、2番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第2号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差により分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業用地として適した申請地を、転用したく申請されたものです。許可後は、太陽光パネル300枚を設置する計画です。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当いたしません。よって2番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋憲治委員の報告が終わりました。ご審議願います。2番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、2番について、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、3番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第2号3番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、居宅兼事務所を建築するにあたり、現在の進入路の幅員が狭いことから、本申請地を転用し、幅員を確保すべく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋憲治委員の報告が終わりました。ご審議願います。3番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、3番について、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、4番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第2号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と雑種地で囲まれた、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、土地の有効活用と将来的な収益を考え、太陽光発電を実施すべく申請に及んだものです。許可後は、太陽光パネル232枚を設置する計画です。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当いたしません。よって4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。ご審議願います。4番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、4番について、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、5番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第2号5番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、雑種地と宅地に囲まれた、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、製造業を営む法人ですが、事業規模拡大に伴う従業員の増加により、既存の駐車場が手狭になることから、本申請地を転用したく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって5番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。ご審議願います。5番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、5番について、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、6番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第2号6番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差により分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、妻の実家で親世帯と同居されておりますが、子供の成長に伴い手狭なため、自己住宅を建築したく申請されたものです。雨水は、浸透枡を設置し処理。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後宅地内処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって6番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 磯部委員の報告が終わりました。ご審議願います。6番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、6番について、申請のとおり許可することに決定いたします。只今の、議案第2号6件は、すべて許可するものと決定いたします。次に、議案第3号 非農地証明願の意見の決定について、を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第3号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、資材置き場として利用され、28年経過し、農地としての利用再開は困難と判断いたしました。よって、1番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 田上委員の報告が終わりました。ご審議願います。1番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、1番について、非農地として証明することに決定いたします。次に、2番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第3号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、山林化しており、農地としての利用再開は困難と判断いたしました。よって、2番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。ご審議願います。2番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、2番について、非農地として証明することに決定いたします。只今の、議案第3号2件は、すべて非農地として証明するものと決定いたしました。次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

(※農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に適合する旨を説明)

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第4号について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、原案のとおり決定いたします。次に、報告第1号、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第2号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第4号、制限除外の農地の移動届の報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第5号、農地法第5条の規定による許可の取消願について、事務局より説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第6号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。以上で、本日付議されました議案及び報告については、すべて終了いたしました。これをもちまして、第 11 回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 2 時 52 分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和 4 年 4 月 11 日

議事録署名人

議 長

6 番

7 番